

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分担当名	スポーツパーク八幡屋活性化グループ、大阪スポーツパートナーズ、(公財)フィットネス21事業団、大阪クリーン工房・SSK・KSC共同事業体、オーゼスポーツ・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体、淀川OGAE共同事業体、明治スポーツ・セントラルスポーツグループ、(株)ティップネス、新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体、鶴見緑地スマイルパートナーズ、長居わくわくプロジェクトチーム(指定管理者)
処分の名称	大阪市立プールの使用許可の取消し等
概要	大阪市立プール条例(昭和49年4月1日大阪市条例第41号)に記載されている市内にあるプールの使用を許可した場合において、次に掲げる事項に該当するときは、その許可の取消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立プール条例(昭和49年4月1日大阪市条例第41号)第6条 (URL: http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎プールの使用を許可した場合において、次に掲げる事項に該当するときは、その許可の取消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命じることがあります。 (1) 偽りその他不正の手段によりプールの使用の許可を受けたとき (2) 使用者が、施設目的等に著しく違反して使用をおそれが生じたとき (3) 使用者が、使用許可書を他の者に転貸し、又は譲渡したとき (4) 災害、事故その他非常の事態の発生により施設使用に危険性があると認められるとき (5) 建物の改修、機器・設備等の修理を緊急に行う必要が生じ、施設使用が不可能となったとき (6) 緊急に市民を対象とする公益上の施策・事業(例：非常災害時の場合の避難場所として使用等)を施設で実施する必要が生じたとき (7) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき ○「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 ○以下の場合、この要件を満たしているとされることがあります。 ・非常に大きな音量を発する場合 ・著しい悪臭、異臭を発する物品を使用するもの ・その他、他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがある者 (8) 使用の制限(大阪市立プール条例第5条)に定める事由が発生したとき ○使用の制限は次のとおり ・公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ・管理上支障があるとき ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となると ・その他不適当と認めるとき (9) プール条例に違反し、又はプール条例に基づく指示に従わないとき (10) その他不適当と認められる事由が発生、又は判明したとき
ホームページ	https://www.opas.jp/osakashi/
備考	